

平成28年度  
第3回南相馬市除染推進委員会  
会議録

南相馬市除染推進委員会



## 平成28年度 第3回 南相馬市除染推進委員会 会議録

会議の名称	第3回 南相馬市除染推進委員会				
開催日時	平成28年12月21日(水) 14時00分開会・16時00分閉会				
開催場所	南相馬市役所4階 議員控室				
議長	児玉龍彦				
区分	所属	役職	氏名	出欠	
出席状況 委員 8名 オブザーバー 1名 桜井市長 田林副市長 事務局 8名 計 19名  凡例 ○ 出席 — 欠席	委員	東京大学	アイソトープ総合センター長	児玉龍彦	○
		東京大学	大学院 農学生命科学研究科教授	塩沢昌	—
		日本原子力研究開発機構	福島研究開発部門 福島環境安全センター長	宮原要	○
		日本原子力学 会	福島担当理事	井上正	○
		農業・食品産業技術総合研究機構	震災復興研究統括監付 中央農業研究センター	万福裕造	○
		南相馬市	復興企画部長	長塚仁一	○
		南相馬市	総務部長	田中稔	○
		南相馬市	市民生活部長	佐藤幸雄	○
		南相馬市	経済部長	渡辺昌徳	○
		オブザーバー	東京大学	大学院 工学系研究科 地域デザイン研究室特任教授	窪田亜矢

### 1. 開会

### 2. 市長挨拶

除染は幸い年度末をもって概ね終了を迎える。除去土壤等を減容化し中間貯蔵施設への運搬量ができるだけ減らしたいという思いで除染推進委員会提言案を見たが、認識としてはほぼ共有できる内容だと考えている。南相馬市では、除去土壤等の再利用について環境省に提言をしてきている。再利用に際しては、こういうところに使ったらよいのではという提案もしており、県との協力が重要と考えている。福島県が南相馬市と同じ認識に立てば、除去土壤等の相当な部分は再利用できるのではないかと思う。先日も国土交通省の道路局長にお会いした際、高速道路関係にも是非使ってほしいという提案をした。またJR東日本のバラストについても南相馬市の防災林に使用してきたが、これも再利用推進の取組みを示す事例である。環境省の仮設焼却炉においては、低レベルの放射性廃棄物としての草木について焼却処理が進みつつある。これが進むと全体の4割は削減されるのではとの見方も環境省担当者からあった。南相馬市に置かれている 230

万袋の除去土壤等も、相当の量が縮減され、中間貯蔵施設への運搬量も減少するのではないかと思われる。

本日の委員の皆さんのご助言を含めて前に進めていきたいと考えますので、よろしくお願ひいたします。

### 3. 委員長挨拶

原発事故から5年経ち、放射性物質の扱いが変わってくる。チェルノブイリでも最初の5年間はどんどん放射線量が下がり、ヨウ素とかテルルとかセシウム134が消えて、住民も希望を持って帰還などの作業を進めていたが、5年目以降はセシウム137を中心になり、ほとんど減衰が見られなくなる。これはセシウム137の半減期は30年なので、1年当たりでは減っていることがほとんど見えないし、放射線量が上がったり下がったりするので、放射性物質が移動したのではないかなどの議論があるが、実際には測定誤差範囲内で、最初どんどん下がっていたのが下がらなくなっただけ。そうなると小さな変化に敏感になり、最初意気揚々と戻った人々が、減衰がなくなるということで大変な時期を迎える。チェルノブイリは除染しなかったので、自然減衰がなくなった途端対応策がなくなり、住民には希望が無くなったというのが現状。

南相馬の場合はそうした愚を繰り返さない。残っている放射性物質をこれからは人工的に手をかけて取り除いていかないと、子供たちにとっての希望がある土地がつくれない。

私が理事長をしている財団では、熊本大学へ震災直後に助成をしたので、そのお礼を受けに昨日熊本に行ってきたが、熊本の地震はこちらとは違った形で深い打撃を受けており、その施設では未だにエレベーターが動いていないなど、いろいろな傷跡を残していた。

この財団の例で、東日本大震災の時にその財団から緊急の助成をやろうとしたら、内閣府の広域法人認定委員会からストップがかかったということがあった。これについては、内閣府といろいろと調整をして簡単な手続きで助成ができるように仕組みを作ったのだが、熊本の時はそのことが活かされて、真っ先に大規模な助成をしてとても感謝された。

日本中でこのような災害が起こりうる。震度7の地震が熊本で起こるということは誰も予測できなかった。東北の経験が熊本に活きて、お互いの助け合いといった社会になっていく。福島が、放射性物質で汚染されているところを本当にきれいにするという作業を行えば、次に起こってくる災害にも大きな財産になる。世界に輸出することにもなる。

土からカドミウム等の物質を除く技術は、実はセメント業界がノウハウを持っている。そのセメント業界だが、次期大統領がトランプ氏になって株価が上がっている。アメリカ西海岸のセメント業界が廃棄物を出して評判悪かった時期に、日本のセメント業界は環境技術が高かったことから、アメリカ西海岸のセメント工場は日本の工場がもってい

る。トランプ氏が公共事業をやりだすと言ったところ、環境に強い日本のセメント会社の株価が上がった。震災復興で出ている様々な環境回復の問題をきちっとやれば、それは世界に通用する日本の産業の再生にもなると思う。除染推進委員会でやりたいのは、後向きではなくて、前向きの、問題全体の解決につながる基本的なやり方を、専門的な見地から考えていくということを強力に進めていきたいと考える。ぜひ積極的な議論をお願いしたい。

#### 4. 事務局から

- ・農地除染の報告について

前回の除染推進委員会で農地除染についての報告を行ったが様々な意見があり、あらためて報告することとしていたが、まだ報告内容が固まらないことから次回の報告としたい。（横田課長）

・農業問題については、農地除染の報告の他に、除染してから生産されたものを応援するような楽しい話もできるようにしたいと考えている。（委員長）

#### 5. 会期の決定、会議録署名委員・書記の指名

会期：本日 1 日

会議録署名人：井上委員、渡辺委員

書記：事務局除染対策課 高野主事

#### 5. 議事

##### 5-1. 除染で生じた除去土壤等の分別処理とリサイクル処理の推進について

・委員長より、次の資料（資料 1）を基に説明。

- ① 除染で生じた除去土壤等の分別処理とリサイクル処理の推進について
- ② 委員長からの趣旨説明書
- ③ 中間貯蔵施設の進捗
- ④ 蕨平実証結果

（井上委員）

- ・分級は厳密な除染にはならないのではないか。県などの実証試験の結果では高くても（除染率が）80%程度。100 Bq/kg 以下の達成は難しい。
- ・蕨平の施設はこれが可能であり、このような技術を使うか、あるいはこれをさらに合

理化したもので対応する。汚染土壤に対して、等量の塩化カルシウムを加えると、生成物の量が増えるのでこれを減量することを考える必要がある。

- ・100 Bq/kg を目指す技術開発を長期的に行い、当面、その間に、放射線レベルの低いものは、遮蔽等の対策を十分に行って盛り土等に使用する。

(委員長)

- ・分級化のところはもう少し軽くするということですね。

(宮原委員)

- ・分級も何もしない低い濃度のもの、3,000 Bq/kg または 8,000 Bq/kg 以下のものを短期の取扱いとし、それを少し超えるものを、分級処理を行うことで 3,000 Bq/kg または 8,000 Bq/kg 以下に下げる、短期の取扱いということにすればよいのではないか。

(万福委員)

- ・井上先生のお話の中で技術的に訂正が必要なことがある。セメント会社がやっている焼成という技術で、1 t の土壤に対して 1 t の塩化カルシウム等（塩化カルシウムだけではない）を混ぜて焼成して出てくるものは、およそ 1 t。（2 t ではない）

また、溶融という処理を行った場合は、1 t の土壤に対しておよそ 0.5t から 0.7t の促進剤が必要となり、資料には副産物と書かれているがこれは濃縮された塩化セシウムで溶融飛灰、焼成飛灰というものが出てくるが、焼成の場合に比べ 5 倍の量が出てくる。さらに、この溶融飛灰、焼成飛灰は、水洗浄することで、1/20 以下に容量を減らすという技術がすでに開発されている。またこの水処理を行うことによって出る塩基は、反応促進剤に還元できる可能性がある。従って全体では投入量を下回ることも考えられる。

(委員長)

- ・次の点を補足する。土壤を加熱したとき、ガラス状になってしまふとセシウムが抜けなくなるので、カルシウムなどでガラス状にならないようにして、セシウムを気化させて取り出す。カルシウムなどは再生資材に残る。1,400°C で気化したセシウムなどの金属のようなものを、200 °C に冷却してバグフィルターで回収するので、気化したものの量はそれほど多くはないということ。

・ここでもう一つ、バグフィルターについて誤解があるので補足しておく。

バグフィルターはメッシュでとるフィルターではない。バグフィルターは筒状の中を通していく時に、当ると付着するようなものがあり、付着したものにさらに付着していくと目を詰めるような層ができる。この層ができると、濾過するようにしてより小さいものも回収できるというもの。最初に、放射性物質を含まないものでバグフィルターの表面にこの濾過層をつくり、その後放射性物質を含むものを濾過する。

- ・背景に、あるセメント会社の工場で 1973 年頃、工場周辺にカドミウムを飛散したことで裁判となり、厳しい判例によってバグフィルターや電気集塵機が開発された経緯があ

る。現在はダイオキシンその他の回収などに広く使われている。放射性物質に対しては、このバグフィルターを二重にして回収能力をさらに高める。

・小高での説明会で、クリーン原町センターの焼却灰の放射性物質の質問があったが、南相馬市のホームページに測定の結果 ND と記載されている。放射性廃棄物の処理についてはバグフィルターを二重にして行うことを住民への説明できるようにする。

(佐藤委員)

・バグフィルターを二重にするというのは、バグフィルターを二段階で通すということか。

(委員長)

・低いレベルの放射性廃棄物の場合、一段で十分回収できるが、高いレベルの放射性廃棄物の場合、万が一非常に高いものが入った時に環境に影響することが考えられるので、フェイルセーフの考え方で、マージンを持つため二段にする。

(佐藤委員)

・クリーン原町センターの場合、バグフィルターは一段で実施していて測定結果も ND となっており、住民にも二段は必要ないと説明している。

(委員長)

・必要ないということではない。二重にするのがベストだが、現状の予算でできることかということ。福島県外では、放射性物質に関して、東京目黒の施設を含め非常に厳しく対応している。福島は厳しくしなくてよいかといえばそうではないと思う。ただし市の限られた予算の中で、現在の優先度をどこに置くか慎重に検討して決める必要がある。

(市長)

・環境省の仮設焼却炉は二重になっており、クリーン原町センターは二重になっていないことへの不安が住民にはある。これに対し、環境省が、必要性はないと説明している。

(委員長)

・それであれば予算をつけるべき。

(市長)

・国などの責任でこうなったのだから、予算は国などでつけるべきと言っているが、環境省は二重の必要はないという説明なので納得がいかない。

(井上委員)

・焼却施設の仕様としては 99.9% 等の記載があるが、放射性物質濃度の非常に高いもの

が入った場合はその 0.1% は放出されてしまうことになる。しかし、使用してみたところで、実際には ND となっていることを環境省は説明しているのだと思うが、これを住民が不安に感じるのは当然だと思う。

(委員長)

・南相馬の復興のためには、お母さんたちが喜んで子供を連れて来るようなところにするということ。そのためにはバグフィルターは二重にする。しかし2重にすることの予算は市の予算ではなく、事故を起こした政府・東電の責任でつけてもらう。一般のごみ焼却はバグフィルター一重であるが、放射性廃棄物の焼却のために二重にするのであるから、原発事故処理の一環として処理するように市として要求することが必要ではないか。

・ごみ処分場の建設は、住民の同意を得るのが難しい。東京小金井市では、住民の同意が得られず焼却場を作らなかつたが、原発事故が起り放射能の濃度が高くなったら、周辺自治体から処理を拒否されるという事態になった。目黒の場合は、目黒川の浚渫や、公園化、さくら並木、プール、美術館、図書館といった施設を設けて、観光名所になっているが、すぐ隣に焼却場がある。このように住民から信頼される施設にしていくことが大切で、クリーン原町センターも、ここが環境を守っている拠点だ、と住民から言われるような施設にしていくことが、原発事故の後は特に求められているのではないか。

(長塚委員)

・「 トラックでの輸送による交通量の増加に配慮すること、住民の生活道路と区別した搬出入の道路を確保することと共に、住民の広範な議論が必須である。」といふところはその通りだと考える。以前、県の除染対策課に居たときも住民の苦情が多く、特にいわき市北部で廃炉作業や除染の車両が多く危険だという苦情があり、この点は南相馬市でも十分考えていく必要がある。

(委員長)

・一般的にこういう施設をつくるときには、自動車専用道路を利用することを考えた方がよい。

(田中委員)

・低濃度の土壤については、地元で再利用することを検討する必要があると思う。そのためには地元の住民にどのように理解を求めていくか、目黒の例にもあるように、地元にとって施設のおかげが見えるような説明が必要。

(委員長)

・その議論で大事なことは、低濃度の土壤を使っていくことが市の基本的な目標ではな

い、ということを明確にすること。全国のスタンダードでは、そういうことはしない。たとえば、仮に東京の豊洲市場の下に 3,000Bq/kg の土壤があったら、分離・濃縮させるなどの処理をするはず。ダブルスタンダードではだめで、日本中が 100 Bq/kg の中に一時的、緊急避難的、現実的な対応だということを認識しておき、100 Bq/kg 以下にする技術と合わせて説明することが重要。

・本来、財源が許せば他の都府県にも焼却場を作り、再生処理を日本全体で負担すべきと考えるが、財政的にできないとすれば福島県を中心に進める。しかしそれは本質的な解決にはならず、経過的、緊急避難的にやっているという認識でなければならない。

(田中委員)

・急ぐものと時間をかけて行うものを分けて考える必要があるが、急ぐものについては生活に支障のあるものであり再利用を進めるという方針について市民の方々に話をして理解をいただくようにしたい。

(委員長)

・再利用の使用先はどういうところを考えていますか。

(市長)

・市では震災による廃棄物の処理の一環として、実際に災害廃棄物を防災林の下に入れている。平成 23 年 5 月から環境省と議論し、環境省はこれをやらざるを得ない状況になっている。我々としては、盛り土をする土砂をどう確保するか、震災による大量の廃棄物を、どのように分別して再利用するかを考える中で、環境省に対して提言してきた。3 年 4 年と経過するなかで、環境省としても環境負荷を少なくする方法だという結論になり、コンクリート、アスファルトと、使えるものから順にやってきて、土砂の問題になっている。土砂についてはようやく、ある意味での精製の上、3,000 Bq/kg 以下は防災林の下に入れることになった。冒頭、県の理解が必要ということを申し上げたが、県は防災林の土砂として山を崩して莫大な量を使用する。山砂を 14 km にも渡って積み上げる必要があるのだろうか。廃棄物の中で再利用できるものは下に入れ込んで、上には例えば 2 m 覆土するなどして環境負荷に対する軽減策を考えつつ、低レベルの土砂を積極的に利用していくことで、目に見える形でフレコンバッグも減っていくし、中間貯蔵施設への輸送量も減っていき、全体的な環境負荷は減らせるのではないか。

(委員長)

・よくわかりました。発言を訂正します。田中委員の言われたことは、地元の方が考えているのは、震災及び除染の除去物等の処理の仕方としては、原則は理解しながらも、それらを最も有効に使えるような方法として考えていくのが合理的ということだと思う。

(田中委員)

- ・できるだけ環境回復を急ぎたい、という地元の気持ちがあるわけで、そのなかで震災の瓦礫とか除染フレコンバッグがいつまでもある状態では帰還も進まないし、安全な形で管理できる再利用があるのであれば、戻ってきた方も、事実を知った上で、生活には全く影響はないという合意形成が図られるのではないか。

(委員長)

- ・再利用の場所・需要について今後の見通しなどはありますか。

(市長)

- ・県の防災林関係では、南相馬市だけで約 150 万m<sup>3</sup>が平成 31 年までには必要とされる。仮にその 1/3 として、50 万m<sup>3</sup>が再生資材で見込まれる。

(委員長)

- ・それには分別などの施設の設置が早急に必要になりますね。  
除染委員会の提言の中にも、分別の技術開発を平成 31 年までに住民の理解を得ながら急ぐ必要があることを盛り込む。
- ・分別のシステムを早急に検討開始する必要があるが、平成 31 年までに間に合わないのではないか。

(横田課長)

資料 3 の 6 ページを基に説明。

- ・再生利用土の利用の可能性について、県の担当レベルで確認したところでは、県としては、協議ができる内容だと考える、という回答を得た。事務局としてもギリギリの時間帯だと認識している。

(万福委員)

- ・環境省の南相馬の実証事業は、結論出すまでに 1 年以上かかると聞いているので、29 年度いっぱいはかかると思われる。それから機械を設置したのでは、再生利用土は堤体盛土の中の方に埋めなければならないので、現実的には間に合わないのではないか。今、用地を確保して、今からつくれば間に合うが、実証事業の結論を待ったのではこの事業には乗れないのではないか。

(横田課長)

- ・再生資材を利用するには、利用環境を早急に整えるという課題があると認識している。
- ・必要な土の量はわかっているが、これだけの量を山を崩して確保する工事は、今のところ見込めていない。その中で再生利用を進めていくとすれば、時間的な課題を含め、様々な事業状況を見据えていく必要がある。

(万福委員)

- ・量の把握で忘れてならないこととして遮蔽土壤もある。

(委員長)

- ・議論の進め方として、除染推進委員会に県のこの事業を担当している方や、環境省の方に一度参加していただいて、市、県、国の調整をする必要があるのではないか。再生資材の事業も分級の事業も、これらは市民のために行う事業である。

(田中委員)

- ・小高の環境省の事業では、用地の調整には約1年かかった。

(委員長)

- ・環境省だけの計画で行うものではなく、市民のために行政と県と国が一体になって進める必要がある。
- ・次回の除染推進委員会では、環境省のこの事業にかかわっている方と、県の海岸防災林の再生事業にかかわっている方に出席していただき、ベストのシナリオを考えることにつなげたい。

(佐藤委員)

- ・ごみを焼却した際の焼却灰については、再生利用するものではないが、市ではこれを保管している。8,000 Bq/kg を超えるものについては中間貯蔵施設に運ぶことになっているが、南相馬市は独自にコンクリート槽を作って入れている。厚さ約25cmのL型の擁壁でできていて相当な重量もあるものだが、焼却灰だけでなく下水の汚泥もその中に入れている。今後再利用する際には、それらも再利用していきたいと思った。ここには再生資源化と書かれているが、再生の処理をしなくともそのまま利用できるものもあるということ。

(渡辺委員)

- ・表現の中で、「比較的濃度の低い」については、3,000Bq/kg の線引きになると思う。
- ・「公共工事での盛土材等の資材として再生利用が可能と考えられる」というところで、現在出口が見えない中で提言に盛り込むことへの懸念がある。

(委員長)

- ・具体的には例えば、海岸防災林の再生事業における盛土とし、その上に十分な覆土をすることを考慮した利用、ということ。

(渡辺委員)

- ・せっかく除染で集めた放射性物質をまた拡散してしまう、というとらえ方をされる心

配から、安全に十分配慮して利用されることを強調したい。

(委員長)

- ・常磐自動車道の盛土は、住民感情として市民の同意は得られそうか。

(市長)

- ・住民への説明が必要であるが、海岸防災林の例で言えば、まず住民にとって津波の対策としていち早く防潮堤と防災林についての整備をするよう要請があり、これに対して震災瓦礫の資材としての利用を提言し、ある程度認めていただいた。その延長上に県の事業としての防災林の整備があるが、これについては、現実に震災瓦礫を使用した盛土の上に市民と一緒に植林を進めているので、市民への説明を丁寧に行えば、住民から反対を受けるようなことはないと思う。

(委員長)

- ・可能性として、海岸防災林と常磐自動車道への利用について書き込んで、具体的にここを考えているということが分かるような表現とする。当然、私たちも住民の方々へ説明をしたり、意見を受けたりということを行う立場で対応する。

(井上委員)

- ・「中長期的な対策として、まず比較的濃度の低い・・」とあるが、これは「短中期的な対策」とし、比較的濃度の高いものを中期的な対策と位置付けるのがよいのではないか。
- ・冒頭の熱処理による生成物の量については、汚染土壤にそれと等量の促進剤を加えると、資料にもあるように処理対象物 16.4t に対して生成物 25.2t、9.7t に対して 18.2t などと増加している。放射性物質濃度は下がっているのでよいが、量は増えるということを表現してほしいということ。

(万福委員)

- ・付け加えると、この施設のキルンの大きさは約 1 m しかない。これが約 5 m あるところはならない。キルンが小さいため、中で滞留が起こり、資料で言う 5/3～5/10 に投入したものの一部が 5/26～5/29 に出てくるということが起こる。この表だけで量の判断はできない。

(委員長)

- ・この表を出したのは量の問題ではなく、生成物と書かれている再生資材がクリアランスレベル以下になり、クリアランスレベルに到達できる技術が出来てきたということを示したもの。
- ・最初にセメント会社が研究を始めるにあたって、目標をいくらにするかの議論があり、

100 Bq/kg 以下をお願いした。米の検査でも全袋検査をすることにしたが、廃棄物にも食品と同じレベルを求めた。それはアイソトープセンターでは、廃棄物については 100 Bq/kg 以下でないと出せなかつたから、ダブルスタンダードにはしないような技術が必要だと考え、100 Bq/kg をお願いした。実証事業でようやく結果が出てきたので希望を見出したところ。

・これまで、専門家の中でも廃棄物は処理できないといわれてきたが、比較的成り立つコストで 100 Bq/kg まで出来そうだということが分かってきたということ。除染推進委員会としては、クリアランスレベル以下なので日本中どこへでも出せるものにする、ということ。現在、環境省のエコセメントとして、東京の焼却場等に使用している例もあり、再生資材の活用は日本のリサイクルの流れとなっている。新しい土を掘るよりは、再生資材を使う方が環境保全にもよい。原発事故による再生資材を、全国の高速道路等に使用することができることになる。

・低い方の対応を一つは考えて、高い方の対応としてこれを行うわけだが、そのレベルを今は決められないのは、7,000～6,000Bq/kg も処理してほしいという意見も出てくるかもしれないし、場合によっては、例えば東京であれば 3,000 Bq/kg 以下も再生処理するということにもなるのではないか。

・現在、中間貯蔵施設についてもこのような施設を導入する考え方もある。また、東電も、福島第一原発の廃棄物の減容化のために、このような処理施設を求めている。

・このようなクリアランスレベル以下の実証の結果が出て、リサイクルの目途が立ったということを確認しておきたい。

#### (宮原委員)

・分別の必要性について、「なお、再利用を進めるにあたっては・・」と、少し弱い感じがするので「なお」を取る。  
・さらに、「・・分別が必須であり、再生利用に向けては、事前に実証しておくことが望まれる。」等を追加すればよいと思う。

#### (委員長)

・当面、特に早急に必要となるのは分別の方法、中期的には高いレベルの対応ということ。  
・高いレベルについて、どの範囲を対象とするかは、時間とともに変化してもよいと考え、最終的には 100 Bq/kg 以下の普通のリサイクルのレベルを目指す。  
・線量の数値は明示したくない。これは歴史的に変わるし、市民の感覚も変化する。  
・心配なのは、セシウム 137 だけになり自然減衰が少なくなるので、生活圏から排除することを急がなければならない。しかし国は今後、自然減衰だけでよいということにもなりかねない。これからは市がイニシアチブをとって積極的な提言をし、住民のためになることを県や国と調整していく必要がある。

(窪田特任教授)

- ・「環境回復の拠点として重要・・」ということについて考へるのであれば、早い時点から、小高の住民の方々がこういうものを自分たちの環境回復の拠点として一緒に考えて話し合う場を設定していってほしいと思う。
- ・一步間違えると、そういう施設に対するいろいろな思いもあると思うので、これがどういう意味を持っていて、どれくらい安全なのか、道路の問題等、どういう形で導入されるのか、丁寧に説明するとか、話し合う時間をつくることが必要だと思う。

(委員長)

- ・住民への、環境回復の拠点としてリサイクルの施設をつくるという提示、迷惑施設ではなくリサイクル施設だという考え方の転換が必要。

(市長)

- ・このようにまとめていただいたことに感謝いたします。
- ・南相馬市の問題は、面積が 400 平方キロメートルあるだけに単純ではない。最初の 20km の線引きに始まって、ようやくそれが解除された。小高では東部地区では  $0.1 \mu \text{Sv/h}$  未満の空間線量率になってきているところもあれば、西部地区では  $1 \mu \text{Sv/h}$  のところもあり、同じ小高区の住民であってもこれに対する受け止め方は全く違う。これは原町区においても、鹿島区においても同様であるが、問題はこのような目標を、住民が不安を感じないレベルにどのように持っていくかを、しっかりと道筋立てていくかということだと思う。その中で、認否だけの問題ではなくて、自分たちがどういう社会を目指すかということに対して、地域全体の方向性というものをしっかりと持っていくかないと、各論的な話に終わってしまいがち。再利用化、減容化を含めて先生方から提言をいただいたわけですが、南相馬市の今後の方向性は環境回復・環境保全だ、というように考へており、来年度からは環境回復推進課と名称まで明確に変えて対応していきたいと考えている。今後ともこのような提言をいただきながら、具体的に進めていきたいと考えます。

(委員長)

- ・提言については、この後一部修正を加えて各委員の賛否を求めていくこととします。

## 5－2. 除去土壤の推定放射能濃度について

事務局除染対策課 安部主査より、資料2「除去土壤の推定放射能濃度について」を基に説明。

(委員長)

- ・資料から 20 km 圏内はかなりの割合で  $8,000 \text{ Bq/kg}$  超だということが分かる。これは、生活圏における住民にフレンドリーな施設の他に、20 km 圏内に中間管理施設

を設けるなどして大規模に処理するような施設も作った方がよいのかも知れない。

(万福委員)

- ・遮蔽土のうのカウントを忘れずにお願いします。遮蔽土のうを含めて管理しないと、実際に移動や処分を行うときに問題になることがある。

(委員長)

- ・南相馬市で遮蔽土のうはどれくらいありますか。  
→ 20 km 圏外で市が管理しているものは 90 万m<sup>3</sup>とみている。 (安部主査)

(万福委員)

- ・遮蔽土のうも住民にとって迷惑物のひとつ。これも含めて処分の方法を考えなければならない。

(市長)

- ・遮蔽土のうの行先の問題と、山を崩して防災林に持っていく問題が競合する。遮蔽土のうは環境省、防災林は県ということになるので一元的に議論する必要があるということ。

(井上委員)

- ・100 Bq/kg 以下にした場合、濃縮された方は非常に高くなり、この取扱いは大変な重装備になる。市民への説明も十分に行う必要がある。

### 5-3. 減容化・再生利用の課題について

資料3 「減容化・再生利用の課題について」の紹介 (横田課長)

### 5-4. その他

(横田課長)

- ・次回の日程は、2月に予定。各委員の予定を伺ながら決定する。
- ・農地除染の評価については、現在まとめ中。次回は事業者も含めて説明したい。

(委員長)

- ・農地除染に関連して、産物利用の促進について話し合いを是非行いたい。

(井上委員)

- ・3月26日、東京で、福島の農産物の風評被害をなくそうということで、原子力学会でもイベントを行う。

(市長)

- ・1次產品の売り方として、出先販売店において生産者が見える関係も必要だし、どういう作り方をしているということを売っていくことも必要。

(万福委員)

- ・次回、檜葉、富岡、飯舘の農業アクションプランといった他町村の取組み実例について資料提供したいと考えている。

(委員長)

- ・南相馬の歴史・文化的な特徴なども教えていただきたい。

## 会議録の確定

平成29年2月13日

会議録署名人

井上正



渡邊昌徳

